

令和2年度

決算特別委員会付属資料

(一般会計)

教育委員会事務局

教育振興部教育総務課

[資料]

- ① 加東市教育振興特別助成金交付内規 …………… P1～4
- ② 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (社小学校) …………… P5
- ③ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (福田小学校) …………… P6
- ④ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (米田小学校) …………… P7
- ⑤ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (三草小学校) …………… P8
- ⑥ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (鴨川小学校) …………… P9～10
- ⑦ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (滝野東小学校) …………… P11
- ⑧ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (滝野南小学校) …………… P12
- ⑨ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (東条東小学校) …………… P13～14
- ⑩ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (東条西小学校) …………… P15
- ⑪ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (社中学校) …………… P16
- ⑫ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (滝野中学校) …………… P17
- ⑬ 加東市教育振興特別助成金 収支決算書 (東条中学校) …………… P18

加東市教育振興特別助成金交付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、加東市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）における教育活動の振興を図るため、加東市教育振興特別助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、学校が実施する次に掲げる加東市教育振興特別助成事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を助成するものとする。

- (1) 児童生徒の自主的又は自発的な活動の実践を図るための事業
- (2) 学習環境の整備を図るための事業
- (3) 教員の資質向上を図るための事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(助成金の交付申請)

第3条 前条の助成金の交付を受けようとする学校は、助成金交付申請書（様式第1号）及び市長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請に係る書類を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該助成金の交付の申請をした学校に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第3項の通知を受けた学校（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の着手の届出)

第6条 市長は、助成事業者が助成事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

第7条 助成事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行お

うとする場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 助成事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
- (3) 助成事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第8条 助成事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第7号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成事業の遂行状況報告等）

第9条 助成事業者は、市長から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成事業遂行困難状況報告書（様式第9号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（助成事業の完了の届出）

第10条 市長は、助成事業者に助成事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は第4条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、助成事業実績報告書（様式第10号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第12条 市長は、助成事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 助成事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定により実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、助成事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第11号）により当該助成事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、確定した助成金の額が、交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の請求)

第14条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、助成事業者から提出される助成金請求書（様式第12号）により助成金を交付する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(遅延利息)

第17条 助成事業者は、前条第1項及び第2項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

別記3

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	329,000	
計	329,000	

2 支出の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
報償費	15,000	(3)教員の資質向上を図るための事業 ①講師謝礼 15,000円×1回=15,000円 15,000円
需用費	79,322	(1)児童生徒の自主的又は自発的な活動の実践を図るための事業 ①運動会、ごりょうが丘フェスティバル等の学校行事に対する用品代等 60,666円 運動会CD等 10,560円 6年生を送る会材料費 1,230円 各学年の出店材料等 48,876円
		②委員会活動、クラブ活動、縦割り班活動に対する用品代等 11,709円 クラブ実験等材料 9,145円 委員会活動材料費 220円 縦割り班活動消耗品費 2,344円
		③総合的な学習、食育の充実に対する材料費等 6,947円 高齢者プレゼント代 4,135円 給食袋代 2,812円
	140,005	(2)学習環境の整備を図るための事業 ①教室内外の環境整備に要する用品代等 74,596円 施設利用者用鍵代 7,040円 研究会花代 36,850円 理科室いすカバー代 29,873円 駐車場コンクリート代(仮修理) 833円
		②学習の充実に対する用品代等 50,450円 英語ビクチャーカード 47,361円 学習活動(理科・新聞作り等) 1,989円 折り紙(不登校支援) 1,100円
③飼育、栽培活動に対する用品代等 14,959円 花の苗等 13,991円 能園芸用品等 968円		
52,360	(3)教員の資質向上を図るための事業 ①授業研究、職員研修に対する教材費等 52,360円 インク代	
6,443	(4)その他 ①学校オープン等に関する経費 6,443円 玄関花代 3,520円 用紙代等 2,923円	
役務費	35,870	②学校オープン等に対する通信連絡費 35,870円 切手等 29,400円 学校評議員、見守り隊、研究会等に関する通信連絡費 6,470円
計	329,000	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

学校名

加東市立社小学校

別記3 (第11条関係)

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成	137,000円	
計	137,000円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
報償費	20,000円	校内研修講師謝金20,000円 10,000×2回分
需用費	94,408円	給食費 1,260円 コードリール 28,002円 加湿器フィルター 9,562円 安全テープ 1,866円 子ども見守り隊ユニフォーム 48,774円 掃除道具等 4,944円
借り上げ料	8,550円	自然学校トラック1校あたり 分担金 8,550円
役務費	14,042円	郵送料 10,590円 出品料 1,160円 切手代 2,292円
計	137,000円	加東市立福田小学校

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	111,000	
計	111,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
報償費	13,360	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 8,800円 ・講師 手土産代 4,560円
需用費	97,640	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り生活班活動に係る物品費 6年生を送る会物品費 2,200円 ・委員会活動の物品購入費 環境委員会資材費 9,515円 ・野菜等の苗代 3,480円 ・教室環境整備(花鉢等)に関する経費 34,225円 ・職員図書購入費 34,810円 ・ふれあい行事に関する経費 13,410円
計	111,000	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。 学校名

加東市立米田小学校

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	117,000	交付金
計	117,000	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
需用費	1,757	苗代金
	5,192	デジタルウォッチ
	440	卒業記念品材料費
	51,120	CR-T
	1,387	6年生愛校作業材料費
	23,999	動画配信用カメラ
	14,548	動画配信用照明ライト
	313	用紙代
	14,168	研究図書
	2,816	運動会写真用DVD
	1,260	学校評議員の給食代
計	117,000	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

学校名

加東市立三草小学校

別記3

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	101,000	加東市会計管理者
計	101,000	

2 支出の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
報 償 費	7,741	おんかつの講師お茶代 421 円 × 1 件 = 421 円 講師手土産 2,160 円 × 1 件 = 2,160 円 講師手土産 2,160 円 × 1 件 = 2,160 円 マラソン大会講師昼食代 1,500 円 × 2 人 = 3,000 円
需 用 費	93,259	自学活動に関する資料代 算数プリント集基礎 1738 円 × 6 件 = 10,428 円 算数プリント集標準 1738 円 × 6 件 = 10,428 円 学級園活動に関する費用 苗 1,450 円 × 1 件 = 1,450 円 苗 700 円 × 1 件 = 700 円 苗 1,240 円 × 1 件 = 1,240 円 苗 1,600 円 × 1 件 = 1,600 円 苗 1,000 円 × 1 件 = 1,000 円 種 303 円 × 1 件 = 303 円 種 2,024 円 × 1 件 = 2,024 円 種 455 円 × 1 件 = 455 円 種 750 円 × 1 件 = 750 円 ラウンドアップ (肥料) 4,356 円 × 1 件 = 4,356 円 花と野菜の土 2,156 円 × 1 件 = 2,156 円 花と野菜の土 4,686 円 × 1 件 = 4,686 円 環境整備 トイレ掃除用品 2,200 円 × 1 件 = 2,200 円 クリアホルダー 図書室 770 円 × 1 件 = 770 円 清掃用品 1,650 円 × 1 件 = 1,650 円 鉢花 600 円 × 1 件 = 600 円 花 1,760 円 × 1 件 = 1,760 円 切り花 924 円 × 1 件 = 924 円 鉢花 (ペゴニア) 850 円 × 15 件 = 12,750 円 鉢花 (サイネリア) 650 円 × 15 件 = 9,750 円 ペゴニアサイネリアの税 2,250 円 × 1 件 = 2,250 円

		ふるさと学習に関する材料費 印刷機のマスター 16,280 円 × 1 件 = 16,280 円 上質紙 1,500 円 × 1 件 = 1,500 円 色上質 899 円 × 1 件 = 899 円 ラッションペン 70 円 × 5 件 = 350 円
計	101,000	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

学校名

加東市立鴨川小学校

別記3

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	301,000	
計	301,000	

2 支出の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
報償費	29,240	<ul style="list-style-type: none"> ・獅子舞謝礼 10,000円 ・和楽器鑑賞会お礼 10,000円 ・運動会駐車場お礼 3,240円 ・講師お礼 2,160円×2 ・学校評議員給食代 840円×2
需用費	270,760	<p>児童の主体性を育てる活動の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・教育用カホン 26,400円 ○クラブ活動費 <ul style="list-style-type: none"> ・マスクゴム 880円 ・アイロン 3,960円 ・ラミネート 5,999円 ・磁石17セット 18,853円 ○委員会活動費 <ul style="list-style-type: none"> ・ふた付きバケツ 1,430円+220円 ・かごB4 1,100円 ・ウォーキングメジャー14,080円 ・カラーボックス 2,816円 <p>学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内花いっぱい運動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・花苗代 2,200円、1,100円 ・オープン鉢花 27,280円、30,800円 ・高枝切りばさみ 9,680円 ○学校農園を利用した作物の栽培 <ul style="list-style-type: none"> ・草刈りチップ 9,801円 ・ブロック・丸棒 6,468円 ・土 1,540円 ○小動物の飼育 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育セット 14,709円 <p>教員の資質向上を図るための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書購入 <ul style="list-style-type: none"> ・算数図書 12,820円 ・算数教科書 7,572円+11,533円 ・職員図書 25,000円 ○研究会参加費 <p>ふれあい体験活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと学習活動 <ul style="list-style-type: none"> ・感熱紙 9,599円 <p>選挙出前授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動ボール 6,900円 ・紙ばさみ等 16,241円 ・鉛筆、消しゴム 1,779円
役員費	1,000	<p>自然学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手代 1,000円
計	301,000	301,000
(注) 収支の計はそれぞれ一致する。	学校名	加東市立滝野東小学校

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	155,000円	
計		

2 支出の部

科目	決算額	摘要
需用費	101,562円	農業体験活動、クラブ活動等
報償費	15,614円	体験活動謝礼等
役務費	37,824円	案内発送用送料等
計	155,000円	加東市立滝野南小学校

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	212,000円	
計	212,000円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
需用費	189,182円	<p>（1）自主的又は自発的な活動の実践を図るための事業</p> <p>① 小鳩班活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割り箸 @148×1=148- ・ 写真 @1,710×1=1,710- <p>② 集会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時計 @110×13=1,430- ・ 毛糸 @110×2=220- ・ 付箋 @110×2=220- <p>③ 地域交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花苗 @55×100=5,500- ・ ジッパーファイル @110×2=220- ・ 肥料、オイルスプレー @1,080+@198+税@127=1,405- ・ 肥料 @1,188×1=1,188-

		<p>(2) 学習環境の整備を図るための事業</p> <p>① 園芸活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈刃、除草剤 @1,880+@11,680+税@1168=12,848- ・バール @2,480+税@248=2,728- ・草刈刃、混合ガソリン、袋 @1,280+@1,480×3+@3+税@572=6,295- ・除草剤 (@10,800+税@1,080) ×2=23,760- <p>② 集会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオカメラ @29,000+税@2,900=31,900- ・マイク @28,500+税@2,850=31,350- ・ミキサー @22,500+税@2,250=24,750- ・マイクケーブル @6,000+税@600=6,600- ・マイクスタンド @5,980+税@598=6,578- ・マイク風防 @6,000+税@600=6,600- ・バッテリー @7,290+税729=8,019- ・SDカード @2,380+税238=2,618- <p>③ 掲示、整理、材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理用かご @110×3=330- ・アスファルト修理材 @3,300×3=9,900- ・水道クランプ @98+税@9=107- ・名札入れ @165×12=1,980- ・フラットファイル @778×1=778-
報償費	22,818円	<p>① 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手土産 @2,818-×1=2,818- ・講師謝金 @20,000×1=20,000-
計	212,000円	加東市立東条東小学校

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	108,000円	
計		

2 支出の部

科目	決算額	摘要
報償費	31,000円	講師謝礼 15,000円×1回 5,000円×2回 3,000円×2回
需用費	72,000円	委員会活動に対する 環境委員会物品代 330円 飼育栽培活動に対する補助 野菜・花苗など 7,606円 学習環境の整備を図るための経費 新型コロナ対策 消毒液 7,887円 タブレット 583円 ハンドソープ 6,880円 チップソー 5,000円 プロッキー 13,200円 教職員の資質向上を図るための補助 教職員図書 5冊 8,650円 ファイル・用紙など 21,864円
役務費	5,000円	郵送料（切手代） 5,000円
計	108,000円	加東市立東条西小学校

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

別記3 (第11条関係)

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	適用
教育振興特別助成金	296,000	
計	296,000	

2 支出の部

(単位：円)

科目	決算額	適用		
需用費	221,284	生徒会活動に対する用品代 ペンキ 4,504円 幟 4,939円 消耗品 1,850円		
		園芸活動に対する物品代 花苗等 25,519円 鉢花 25,000円		
		清掃活動に対する用品代 ワックス 2,612円 がんじき・み 8,602円 ガーデンバッグ 9,250円 清掃用具 4,957円 ビニル袋 440円		
		修理・修繕に対する用品代 フック 319円 合い鍵・絶縁テープ 1,043円		
		衛生管理に対する用品代 フェイスシールド 4,400円 体温計 8,631円 消毒液 5,140円 消毒用具 32,934円 感染症対策 5,936円		
		多文化共生教育に対する物品代 教科書 29,016円 辞書 2,200円		
		AV周辺機器に対する物品代 DVD・ケース 2,550円 充電器 1,880円 ラベルシート 990円 SDカード 2,280円 ACアダプター 7,194円 乾電池 850円 電源コード 770円		
		職員図書 9,710円		
		その他文具等 プリンタ消耗品 900円 ビニールケース 440円 テープのり 3,850円 ラミネートフィルム 7,766円 その他文具 1,312円 サッカーボール 3,500円		
		はがき代 54,306円 (63円×862枚) エビペントレーナー郵送費940円		
		情報モラル学習会講師謝金 15,000円 学校評議員給食費 1,440円 図書ボランティア手土産 3,030円		
		計	296,000	加東市立社中学校

(注) 収支の計はそれぞれ一致する

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	266,000円	
計	266,000円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
報償費	15,818円	生徒の自主的または自発的な生徒活動等に対する講師謝礼等
需用費	191,860円	生徒の自主的または自発的な生徒活動に対する横断幕代、用紙代、印刷代等
	28,011円	学習環境整備に対する花苗代、消耗品等
	20,111円	教員の資質向上に対する図書代等
役務費	10,200円	啓発活動に対する案内発送用切手代等
計	266,000円	加東市立滝野中学校

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

別記3（第11条関係）

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
教育振興特別助成金	194,000円	
計	194,000円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
需用費	173,551円	生徒の自主的又は自発的な生徒活動の 実践を図るための事業 花束8,000円 レターセット1,872円 ラミネートフィルム2,846円 ハンドソープ 1,364円 学校評議員会昼食代6,000円
		学校環境の整備をはかるための事業 軍手1,847円
		教員の資質向上を図るための事業 OAマルチタベル7,476円 トナー99,770円 和紙44,376円
報償費	7,550円	生徒の自主的又は自発的な生徒活動の 実践を図るための事業 手土産7,550円
役務費	12,899円	生徒の自主的又は自発的な生徒活動の 実践を図るための事業 はがき、切手代12,899円
計	194,000円	
(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。		加東市立東条中学校